

入札説明書

令和5年札幌市告示第5239号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）その他関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和5年12月7日

2 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011-818-3413 FAX 011-812-5203）
メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

下水処理施設沈砂等運搬業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札は「創成川水再生プラザから手稻沈砂洗浄センターへの沈砂運搬に係る往復1回当たりの単価（天蓋付10トン級ダンプトラック、往復距離25km）」で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は「創成川水再生プラザから手稻沈砂洗浄センターへの沈砂運搬に係る往復1回当たりの単価」（入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額）のほか、別表に掲げた区分ごとの単価によるものとし、その金額は入札書に記載された金額に別表に示す係数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記5(1)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目） 電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記申請先の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (4) 北海道知事から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項に規定する許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者であり、その事業の範囲に「汚泥」が含まれていること。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
- ア 資本関係
- (ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

- をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の受領期限

令和6年1月25日(木) 9時00分（送付の場合は必着のこと。）

(2) 開札の日時及び場所

令和6年1月25日(木) 9時35分

札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室（住所は上記2に同じ）

(3) 入札書の提出方法

入札書は別紙1の様式にて作成し、送付又は持参により提出すること。（電送による提出は認めない。）

ア 入札書を持参する場合

封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年1月25日開札〔下水処理施設沈砂等運搬業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙2）は入札書と同封せずに提出すること。

イ 送付とする場合

二重封筒とし、外封に「令和6年1月25日開札〔下水処理施設沈砂等運搬業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札書の提出場所

上記2（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。）

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行者又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行者又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災の他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(4)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 再度の入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別紙3及びその添付書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(4)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(4)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 落札者となる者がなかったとき

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、入札参加資格の審査の結果、落札者となる者がなかったときは、再度の入札を行う。この場合にお

いて、上記(4)又は(5)に基づき入札が無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、この再度の入札は、上記(3)の再度の入札を含め、2回を限度として行う。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

8 契約締結

(1) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額（各契約単価に予定数量を乗じて得た額を合算した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙4「契約書（案）」のとおり

9 仕様等に関する質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、書面（別紙5）にて、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

ただし、持参する場合は、休日を除く毎日、8時45分から17時15分まで。

(2) 提出期限

令和5年12月22日（金）16時00分まで

(3) 提出先

上記2と同じ。なお、ファクシミリ又は電子メール送信後は電話により着信確認をすること。

(4) 回答書の閲覧

令和5年12月26日（火）までに、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市下水道河川局のホームページに掲載する。

10 その他

(1) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(2) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙 6）を提出しなければならない。

(3) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

上記 7(4)に基づき入札参加資格確認申請を行い、その結果、参加資格が認められなかった場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（休日を除く。）に、本市に対して書面（様式は自由）により、その事由についての説明を求めることができる。

(4) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(5) (4)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。